平成２２年（フ）第１８４号
群馬県高崎市柴崎町1071番地１
債務者　清水　美幸
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４７６号
埼玉県狭山市大字北入曽214番地の33
債務者　城間　幹生
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８５号
埼玉県入間市宮寺1902番地３
債務者　小川　由香
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６１号
埼玉県児玉郡上里町三町13番４、住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木882番地ヴィレッジ上里Ａ－２号
債務者　小林　博章
１　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７２号
埼玉県行田市城西２丁目６番21号
債務者　石井　　亘
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７９号
埼玉県本庄市小島６丁目１番25号　ドエル福島Ｂ―101
債務者　ロドリゲス　カルワヨ　メルバ　エミリア
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０５号
千葉県東金市北之幸谷615―２　Ｂ―205、住民票上の住所大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ８―610号
債務者　神崎ひとみ（旧姓濱田）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
千葉県旭市鎌数9561番地　東総リージェンシーM号
債務者　江島　寛文
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９５号
岐阜県中津川市苗木1666番地の１　エルメゾンⅡ203、従前の住所岐阜県中津川市駒場429番地の１　レオパレス21青木Ⅱ111
債務者　鈴木美賀子（旧姓白澤）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９８号
岐阜県多治見市姫町６丁目３番地の16
債務者　浅野　和男
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９９号
岐阜県多治見市姫町６丁目３番地の16
債務者　浅野　純子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１００号
岐阜県多治見市大原町１丁目53番地の６　エルドラード大原101
債務者　野原　誠二
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１０３号
岐阜県瑞浪市土岐町6028番地の２
債務者　宮地ひとみ
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２号
静岡県伊東市宇佐美644番地の４
債務者　澤村　二郎
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
京都府亀岡市大井町並河２丁目31番19号
債務者　日下部　匡
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
堺市南区茶山台２丁１番18―304号
債務者　森高　和美
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
大阪市東成区神路３丁目７番22号　レアレア今里32番館503号、申立時の住所大阪府羽曳野市南恵我之荘１丁目１番32号
債務者　青木　　悟
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係